

第 1 4 9 号議案

八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について

八王子市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市手数料条例の一部を改正する条例

八王子市手数料条例（昭和 2 4 年八王子市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

## 改正後

別表（第2条関係）

1～3（略）

4 申請手数料

(1)～(13)（略）

(14) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1	法第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合において、一户建ての住宅を新築しようとするときは、(1)のアの <u>ア又は(1)のイ</u> の <u>ア</u> に掲げる額、一户建ての住宅を増築し、又は改築しようとするときは、(2)のアの <u>ア</u> 又は(2)のイの <u>ア</u> に掲げる額）（申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第16号の表中16の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとと同表中2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準

## 改正前

別表（第2条関係）

1～3（略）

4 申請手数料

(1)～(13)（略）

(14) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1	法第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合において、一户建ての住宅を新築しようとするときは、(1)のアの <u>ア</u> 、 <u>(1)のイの<u>ア</u>又は(1)のウ</u> の <u>ア</u> に掲げる額、一户建ての住宅を増築し、又は改築しようとするときは、(2)のアの <u>ア</u> 又は(2)のイの <u>ア</u> に掲げる額）（申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第16号の表中16の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとと同表中2の項に掲げる額の手数料を加えた

法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表中18の項又は19の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)

(1) 住宅を新築しようとする場合 次のア及びイに掲げる場合の区分並びに当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合

ア) 100平方メートル以内のもの

7,100円

イ) (略)

ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの

22,000円

額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同表中18の項又は19の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額) を、当該建築物における認定申請戸数で除した額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

(1) 住宅を新築しようとする場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分及び当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 申請に併せて市長が指定する者が作成した法第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア) 100平方メートル以内のもの

7,200円

イ) (略)

ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの

23,000円

- (ニ) (略)
- (イ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの  
**57,000円**
- (ロ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの  
**94,000円**
- (ハ) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの  
**161,000円**
- (ニ) 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの  
**190,000円**
- (ホ) 30,000平方メートルを超えるもの  
**203,000円**

- (ニ) (略)
- (イ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの  
**61,000円**
- (ロ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの  
**104,000円**
- (ハ) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの  
**172,000円**
- (ニ) 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの  
**216,000円**
- (ホ) 30,000平方メートルを超えるもの  
**234,000円**

**イ 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項の設計住宅性能評価書（同法第5条第1項の住宅性能評価に係る部分について法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に**

関することについて建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第2項第1号口に掲げる限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。）が提出された場合

(ア) 100平方メートル以内のもの  
16,000円

(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの  
57,000円

(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの  
92,000円

(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの  
172,000円

(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの  
295,000円

(カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの  
455,000円

(キ) 10,000平方メートルを超え、20,000

**イ** ア以外の場合

(ア) 100平方メートル以内のもの

**52,000円**

(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの

**122,000円**

(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの

**196,000円**

(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの

**386,000円**

(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

**691,000円**

(カ) 5,000平方メートル

**0平方メートル以内のもの**

**828,000円**

(ク) **20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの**

**1,132,000円**

(ケ) **30,000平方メートルを超えるもの**

**1,373,000円**

**ウ** ア**及びイ**以外の場合

(ア) 100平方メートル以内のもの

**47,000円**

(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの

**109,000円**

(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの

**175,000円**

(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの

**345,000円**

(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

**617,000円**

(カ) 5,000平方メートル

ルを超え、10,000  
平方メートル以内のもの

1,188,000円

(イ) 10,000平方メー  
トルを超え、20,00  
0平方メートル以内のも  
の

2,198,000円

(ロ) 20,000平方メー  
トルを超え、30,00  
0平方メートル以内のも  
の

3,140,000円

(ハ) 30,000平方メー  
トルを超えるもの

3,847,000円

(2) 住宅を増築し、又は改築し  
ようとする場合 次のア及び  
イに掲げる場合の区分並びに  
**当該**申請に係る住宅が属する  
一の建築物の床面積の合計に  
応じ、それぞれ次に掲げる額  
ア 申請に併せて(1)のアに規  
定する書類が提出された場  
合

(ア)～(エ) (略)

(オ) 2,500平方メー  
トルを超え、5,000平  
方メートル以内のもの

85,000円

(カ) 5,000平方メー  
トルを超え、10,000

ルを超え、10,000  
平方メートル以内のもの

1,062,000円

(イ) 10,000平方メー  
トルを超え、20,00  
0平方メートル以内のも  
の

1,964,000円

(ロ) 20,000平方メー  
トルを超え、30,00  
0平方メートル以内のも  
の

2,809,000円

(ハ) 30,000平方メー  
トルを超えるもの

3,443,000円

(2) 住宅を増築し、又は改築し  
ようとする場合 次のア及び  
イに掲げる場合の区分**及び当  
該**申請に係る住宅が属する一  
の建築物の床面積の合計に応  
じ、それぞれ次に掲げる額  
ア 申請に併せて(1)のアに規  
定する書類が提出された場  
合

(ア)～(エ) (略)

(オ) 2,500平方メー  
トルを超え、5,000平  
方メートル以内のもの

88,000円

(カ) 5,000平方メー  
トルを超え、10,000

平方メートル以内のもの

140,000円

(キ) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの

242,000円

(ク) 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの

284,000円

(ケ) 30,000平方メートルを超えるもの

304,000円

イ ア以外の場合

(カ) 100平方メートル以内のもの

78,000円

(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの

183,000円

(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの

293,000円

(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの

579,000円

(オ) 2,500平方メートル

平方メートル以内のもの

151,000円

(キ) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの

250,000円

(ク) 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの

311,000円

(ケ) 30,000平方メートルを超えるもの

336,000円

イ ア以外の場合

(カ) 100平方メートル以内のもの

68,000円

(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの

160,000円

(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの

255,000円

(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの

504,000円

(オ) 2,500平方メートル



			<p>ルを超え、5,000平方メートル以内のもの <b>1,037,000円</b></p> <p>(カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの <b>1,782,000円</b></p> <p>(キ) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの <b>3,296,000円</b></p> <p>(ク) 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの <b>4,710,000円</b></p> <p>(ケ) 30,000平方メートルを超えるもの <b>5,770,000円</b></p>			<p>ルを超え、5,000平方メートル以内のもの <b>903,000円</b></p> <p>(カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの <b>1,552,000円</b></p> <p>(キ) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの <b>2,872,000円</b></p> <p>(ク) 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの <b>4,106,000円</b></p> <p>(ケ) 30,000平方メートルを超えるもの <b>5,032,000円</b></p>
2	法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積の合計）に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては、1の項(1)のイの(ア)から(カ)まで<b>又は(1)のイ</b>の(ア)から(カ)</p>	2	法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積の合計）に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては、1の項(1)のイの(ア)から(カ)まで、<b>(1)のイの(ア)から(カ)ま</b></p>

までに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、1の項(1)のアの(ア)又は(1)のイの(イ)に掲げる額）、当該計画が住宅を増築又は改築する際に認定を受けたものである場合においては、1の項(2)のアの(ア)から(ケ)まで又は(2)のイの(イ)から(ケ)までに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、1の項(2)のアの(ア)又は(2)のイの(イ)に掲げる額）（申請に併せて法第8条第2項において準用する第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第16号の表中16の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表中2の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表中18の項又は19の項に掲げる額の手数を加えた額）に相当する額を加えた額）

で又は(1)のウの(ウ)から(ケ)までに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、1の項(1)のアの(ア)、(1)のイの(イ)又は(1)のウの(ウ)に掲げる額）、当該計画が住宅を増築又は改築する際に認定を受けたものである場合においては、1の項(2)のアの(ア)から(ケ)まで又は(2)のイの(イ)から(ケ)までに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、1の項(2)のアの(ア)又は(2)のイの(イ)に掲げる額）（申請に併せて法第8条第2項において準用する第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第16号の表中16の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表中2の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同表中18の項又は19の項に掲げる額の手数を加えた額）に相当する額を加えた額）を、変更認定申請戸数で除した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨て

3	法第9条第1項 <b>又は第3項</b> の規定に基づく譲受人を決定した場合 <b>又は管理者等が選任された場合</b> における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定した場合 <b>又は管理者等が選任された場合</b> の当該計画の変更認定申請手数料	1件につき	<b>2,300円</b>
4	法第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件につき	<b>2,300円</b>

(15)～(18) (略)

3	法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定した場合の当該計画の変更認定申請手数料	1件につき	<b>2,100円</b>
4	法第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件につき	<b>2,100円</b>

(15)～(18) (略)

## 附 則

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。
- 2 この条例による改正前の八王子市手数料条例（以下「旧条例」という。）別表、4 申請手数料の部、第14号2の項の規定は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請については、なおその効力を有する。この場合において、旧条例別表、4 申請手数料の部、第14号2の項中「、(1)のイの(㍿)から(㍿)まで又は(1)のウ」とあり、及び「、(1)のイの(㍿)又は(1)のウ」とあるのは「又は(1)のイ」と読み替えるものとする。